

目黒区芸術文化活動団体登録のご案内

めぐろパーシモンホール、中目黒GTプラザホールで芸術文化活動を行う団体は、目黒区に「芸術文化活動団体」として登録することができます。

1 芸術文化活動団体登録の登録要件について

登録することができる団体は、次の要件を備えている必要があります。

- (1) 継続的かつ計画的な芸術文化活動を主に区内で行うこと。
※2年以上の継続した活動実績が必要となります。
- (2) 営利活動、宗教活動及び政治活動を目的としないこと。
- (3) 構成員が5人以上で、かつ、その半数以上が区内在住・在勤・在学する人であること。
- (4) 規約又はこれに類するものを有すること。
- (5) 会費などの自主的な財源により運営されていること。

2 活動内容の要件について

芸術文化活動団体登録で対象とする芸術文化活動の分野は、次のいずれかのものです。

- (1) 音楽を主とする活動
- (2) 舞台芸術（演劇・舞踊など）を主とする活動
- (3) メディア芸術（映像・コンピュータグラフィックスなど）を主とする活動
- (4) 伝統芸能（邦楽・謡曲など）を主とする活動
- (5) 美術等の発表、活動

<補足>

登録することができる団体は、活動により収入・利益を得ていない団体です。このため、次のような活動を行っている団体は登録できません。

- (1) ピアノ教室、バレエスクールなどのいわゆる教室
※ 教室の一部の有志で構成される営利目的でない団体（以下「有志団体」という。）については、登録することは可能ですが、芸術文化活動団体としてホールを利用できるのは有志団体としての活動に限ります。また、実態として有志団体が教室と同一団体である場合には、有志団体であっても登録はできません。
- (2) 行っている芸術文化活動を職業としている人（プロフェッショナル）で構成される団体
※ 構成員の中にプロがおりその構成員に講師謝礼が支払われているなど、実態としてプロが行っている教室である場合も登録できません。
- (3) 事業による収入により利益を得ている団体
- (4) 事業に伴う収入を主な財源として運営されている団体

3 芸術文化活動団体が受けられる措置について

芸術文化活動団体として登録された団体が芸術文化活動を行う目的でめぐろパーシモンホール、中目黒G Tプラザホールを使用するときは、目黒区文化ホール条例の規定により施設使用料が半額になります。ただし、次の場合は適用されません。

- (1) 大ホールの利用の場合で、入場料などを千円以上徴収する場合
- (2) 大ホール以外の施設利用の場合で、入場料などを3千円以上徴収する場合
- (3) 商品直売を行う場合

4 登録団体として利用いただく活動について

登録団体として利用いただく場合の活動内容は、芸術文化に関するものに限られます。

したがって、例えば、音楽活動を行う団体が健康づくりについての催しを行うなど芸術文化活動以外の活動を行う場合は、芸術文化活動団体としてではなく、一般団体としての利用となります。

なお、例えば音楽活動団体として登録した団体が美術等の活動を行うなど、登録した活動とは異なる芸術文化活動を行う目的で利用する場合は、事前に申し出さるようお願いいたします。

また、登録団体が上部団体の一部組織（例えば x x 団体目黒支部など）の場合、登録団体として利用いただけるのは一部組織としての催し物の場合に限られます。従って、上部団体として利用いただく場合は、登録団体としてのご利用ではなく一般団体としての利用となります。

5 申請方法について

芸術文化活動団体登録を希望する団体は、必要な書類を揃えて、文化・交流課窓口へご提出ください。

<受付場所>

目黒区 文化・スポーツ部 文化・交流課 窓口

〒153-8573 東京都目黒区上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎4階

※ 郵送での受付、文化ホール窓口での受付は行いませんので、ご注意ください。

※ 申請書の配布は文化ホール窓口でも行っています。

<本人確認について>

窓口への申請の際に、団体代表者の本人確認を行います。運転免許証など、氏名と住所が確認できる身分証明書（コピー可・名刺不可）を必ず持参してください。

本人確認を行うのは、以下の手続きを行う場合です。

- ① 新規登録申請
- ② 登録更新申請
- ③ 代表者の変更

提示していただいた身分証明書（コピー含む）は、窓口での本人確認後に返却いたします。

※代表者が窓口へ来ることができない場合には、代表者の代理の申請者を決めてください。代表者以外が申請に来る場合にも、「代表者の身分証明書（コピー可）」をお持ちください

<提出書類>

書類が全て揃ってから審査開始となりますのでご注意ください。なお、書類に不備があった場合には、再度提出を求める場合がございます。

- 1 目黒区芸術文化活動団体登録申請書
- 2 目黒区芸術文化活動団体の活動内容等について（書式1）
- 3 会員名簿（書式2）
すでに名簿を作成している場合は、その名簿のご提出でかまいません。
ただし、目黒区内に在住・在勤・在学していることが特定できる名簿に限ります。
- 4 団体規約
書式は特に定めておりません。詳細は規約についての項をご覧ください。
- 5 目黒区集会施設予約システム利用登録申請書
- * その他、必要な場合に活動内容に関する資料（例：予算書・チラシなど）をご提供いただくことがありますので、ご協力お願いいたします。

※ 控えの必要な方はコピーをお取りください。

<規約について>

規約は、登録申請に当たって必ずご提出いただく書類となっています。

規約を作成していない団体につきましては、次の例をご参考にして作成してください。

なお、書式については特に定めておりませんが、あまりにも簡易なものは再度作成をお願いすることがございますので、ご了承ください。

規約に盛り込む事項

- 会の名称
- 会の目的
- 会の活動内容
- 会の構成員・役員（構成員の範囲、役員の選出方法など）
- 会の運営方法（会の会計、活動の決定方法など）
- その他、会の運営に関する約束事項 など

6 登録にかかる審査について

提出していただいた書類は、文化・交流課にて、芸術文化活動団体の登録要件を満たしているかどうか審査させていただきます。審査期間として、書類が全て提出されてから登録承認までに、2週間ほどかかりますので、期間に余裕を持って申請してください。

また、審査のうえで、申請書に記入された連絡先にこちらから問い合わせをすることがあります。

7 登録証について

芸術文化活動団体として登録された団体に対しましては、芸術文化活動団体である旨の記載がされた利用者登録証を後日郵送にて交付します。施設の利用手続き及び利用の際は、利用者登録証を持参くださるようお願いいたします。

なお、利用者登録証を第三者に貸与又は譲渡することはできません。

8 芸術文化活動団体登録内容の変更について

団体の名称、代表者など団体登録の内容に変更が生じた場合は、すみやかに届け出てください。

変更届に変更内容を記入し、文化・交流課窓口へ提出してください。

代表者の変更の場合には、その際に代表者の本人確認を行いますので身分証明書をご持参ください。

9 登録期間について

芸術文化活動団体の登録有効期間は、芸術文化活動団体の登録が承認された日から、2年間です。交付する利用者登録証に有効期限を記載いたします。有効期限の切れた登録証は使用することができませんので、ご注意ください。

登録を更新する場合は、改めて登録申請に関する書式等を提出していただく必要があります。更新の手続きの際には、登録内容が要件を満たしているかどうか再度審査いたします。すでに一度登録が承認されている場合でも、更新時に要件を満たしていない場合や内容に疑義が生じる場合は、更新ができない場合がございますのでご了承ください。なお、登録の更新の手続きは有効期限満了の日の2ヶ月前から可能となります。

10 登録の取消しについて

次のいずれかに該当する場合は、登録が取り消されます。

- (1) 登録要件、活動内容の要件を欠いたとき。
- (2) 不正な手段により登録の承認を受けたとき。
- (3) 登録証の不正な使用をしたとき。

(不正な手段で登録団体としての利用を行ったとき。)

- (4) 取消しの申し出があったとき。

以上の規定により登録を取り消したときは、登録取消通知書により通知いたします。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】

目黒区文化・交流課 文化・観光係

〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15

TEL 03-5722-9553 (直通)